

労働者派遣基本契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙がその従業員を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）に基づき、甲に派遣するにあたり労働者派遣に関して以下のとおり本契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その雇用する労働者（以下、「派遣労働者」という。）を甲に対して派遣し、甲の指揮命令に従って本契約に定める業務に従事させ、甲はこの対価として乙に対して派遣料を支払うことを約する。

（総則）

第2条 甲及び乙は本契約に基づき労働者派遣を行うに際して、それぞれ派遣法その他関係諸法令を遵守する。

2 本契約は、特に定めのない限り、本契約有効期間中の甲乙間の全ての労働者派遣個別契約（以下、「個別契約」という。）に適用する。

（個別契約）

第3条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他の労働者派遣に必要な細目について個別契約を締結する。

2 乙は、甲に対し、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、該当労働者の氏名、性別、その他派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

（派遣先責任者）

第4条 甲は、派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、その職員から、派遣就業の場所ごとに派遣先責任者を選任する。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、労働者派遣個別契約書（以下、「個別契約書」という。）に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

3 甲は、乙との間で締結する個別契約において、派遣先責任者の所属部署、役職及び氏名を明示し、乙に対して、これを通知する。

4 甲は、派遣先責任者を変更したときは、速やかに、乙及び派遣労働者にこれを通知する。

（派遣元責任者）

第5条 乙は、派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、その役員又は雇用する労働者から、派遣就業の場所ごとに派遣元責任者を選任する。

2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

3 乙は、甲との間で締結する個別契約において、派遣元責任者の所属部署、役職及び氏名を明示し、派遣労働者に対して、これを通知する。

4 乙は、派遣元責任者を変更したときは、速やかに、甲及び派遣労働者にこれを通知する。

(指揮命令者)

第6条 甲は、派遣労働者を、自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守り、業務に従事させることとし、その役員又は雇用する労働者から、就業場所ごとにそれぞれ指揮命令者を選任する。

2 指揮命令者は、業務の処理について個別契約に定める事項を守り、派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた以外の事項についても甲の職場維持・規律の維持のために必要な事項については派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第7条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者をそれぞれ選任し、個別契約書に定める。

2 派遣労働者から苦情の申し出があった場合、甲及び乙は互いに協力して迅速な解決に努める。ただし、その内容が軽微であり、かつ解決が容易であるため単独でかつ即時に処理することが可能である苦情を除く。

(適正な就業の確保)

第8条 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令などに従って職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう教育、指導する。

(派遣労働者の選定)

第9条 乙は、甲に派遣労働者を派遣する場合、派遣業務の遂行に必要な知識、技能等を有する者を選定し派遣しなければならない。

(派遣労働者の交代等)

第10条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合については、甲は乙にその理由を明示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交代等の適切な措置を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交代等適切な措置を講ずるものとする。

3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交代させることができる。

(損害賠償等)

第11条 乙は、業務の実施について乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与

えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲の負担とする。

2 甲乙いずれの責めに帰すべきか判明しないときの損失負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約金額)

第12条 契約単価 1時間 ○○○○○円 (消費税等別途加算)

(消費税及び地方消費税)

第13条 消費税等(消費税及び地方消費税をいう。)は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(派遣料金)

第14条 乙は、甲に対し、労働者派遣に対する対価として毎月、派遣料を請求するものとする。

2 甲は、前項の適正な請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に銀行振込みにて乙に支払わなければならない。

(派遣労働者の個人情報・個人秘密の保護)

第15条 乙が甲に提供する派遣労働者の個人情報は、派遣法の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、甲に提供することについて当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、個別契約締結過程及び派遣業務の遂行に伴い知り得た派遣労働者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(秘密保持)

第16条 乙は、個別契約で定める派遣業務の遂行により知り得た甲の業務に関する機密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとし、派遣労働者に対してもこれを遵守、徹底させるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 本契約の履行に関して著しく誠実さを欠くと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(契約の解除による違約金)

第18条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は乙に対し、契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合における契約金額とは、予定勤務時間数（16,903時間）に契約単価を乗じて得た額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額とする。

(契約期間)

第19条 この契約期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲	住 所	大和高田市大字大中98番地4
	名 称	大和高田市
	代 表 者	大和高田市長 堀内大造

乙	住 所	
	氏 名	
	代 表 者	